

# 社会福祉法人 勇成会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

計画期間(4年)：平成 31(2019)年 4 月 1 日～令和 5(2023)年 3 月 31 日

**目標 1** 令和 4(2022)年度までに子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度を導入する（配偶者出産休暇制度…出産後 1 日）。

- (対策) 令和元(2019)年 5 月～ 新たな休暇制度導入の検討を始める  
ことを全職員に周知する
- 令和 2 (2020)年 4 月～ 休暇制度に関する意向調査を実施
- 令和 3 (2021)年 4 月～ 意向調査の集計・分析および新たな  
休暇制度の検討
- 令和 4 (2022)年 4 月～ 新たな休暇制度の導入